

福島県の将来を担う産業人材確保のための  
奨学金返還支援事業

〔令和5年度第1期(大学4年生・既卒者等)募集〕

# 奨学金の返還を 福島県が支援します!!

最大

大学生の場合

153万円

既卒者の場合

100万円

## 支援条件

対象となる産業分野の  
県内事業所に所定の  
年数就業し、福島県に  
定住すること



ふくしま応援! 「ペコ太郎」



応募先・問い合わせ先  
福島県商工労働部雇用労政課

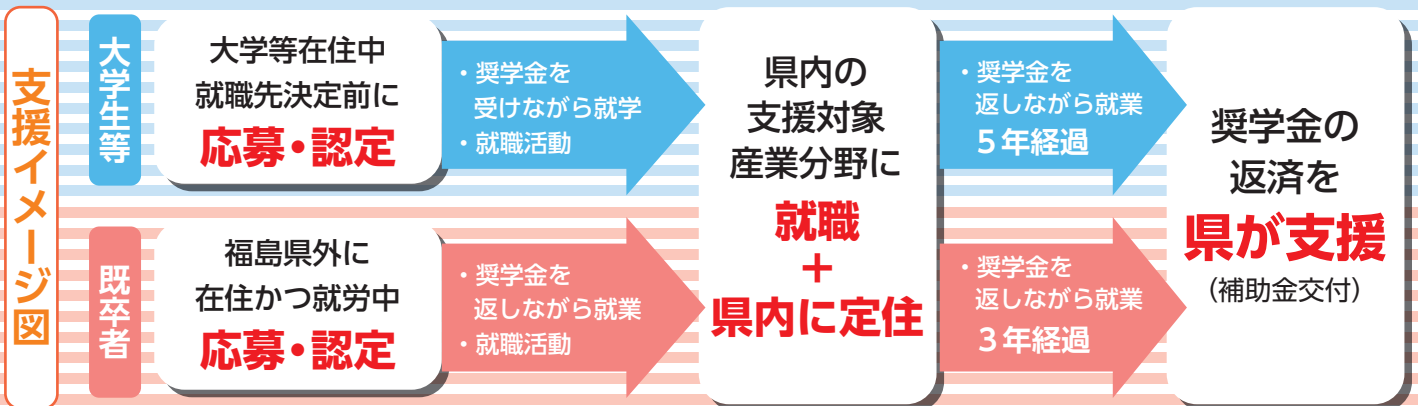
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16  
☎ 024-521-7290 ✉ [koyourousei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp)  
福島県 奨学金返還支援 詳細は雇用労政課のHPをご覧ください



# 募集概要

※応募にあたっては、必ず福島県雇用労政課のホームページから、  
交付要綱、募集要項をご確認ください。

募集期間	<b>令和5年4月21日(金)～令和5年6月30日(金) ※必着</b>	
募集区分	<b>大学生等</b>	<b>既卒者</b>
募集対象	<p><b>次の①～③の全てに該当する方</b></p> <p>①日本学生支援機構の奨学金（一種または二種）の貸与を受けている者</p> <p>②応募時点で次のいずれかに該当し、就職先が決定していない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4年制大学の4年生</li> <li>・6年制大学の6年生</li> <li>・大学院修士課程に在籍し、今年度に修了する者</li> <li>・大学院博士課程に在籍し、今年度に修了する者</li> <li>・高等専門学校専攻科の2年生</li> </ul> <p>③令和5年度（2023年度）に大学等を卒業後、翌月1日から起算して、6箇月以内に支援対象となる産業の企業に正規職員として就職し、5年以上福島県内で勤務・定住することを予定している者</p>	<p><b>次の①～⑤の全てに該当する方</b></p> <p>①大学等在学時に日本学生支援機構の奨学金（一種または二種）の貸与を受け、応募時点で返還残額があり、かつ滞納額がない者</p> <p>②令和6年3月31日時点で35歳未満の者</p> <p>③応募時点で福島県外に居住している者 (ただし、福島県外に居住している方であっても、すでに福島県内で就労している方は対象となりません)</p> <p>④応募した日から令和6年3月31日までに、支援対象となる産業分野の企業の県内事業所に正規職員として就職することを予定している者</p> <p>⑤応募した日から令和6年3月31日までに、福島県外から福島県内へ移住することを予定している者</p> <p>※④、⑤については、県外からの転勤・出向で県内に勤務・居住をする場合は除きます。 ※既に交付対象者として認定を受けている方は応募できません。</p>
募集人数	<b>15名</b>	<b>10名</b>
補助金額	卒業又は修了までの <b>2年間の貸与額（24箇月分）</b> に相当する額。 ただし、第二種奨学金の利子分は対象としません。	大学等在学中に貸与を受けた対象奨学金のうち、申請時点での <b>返還残額の1/2</b> に相当する額。 ただし、第二種奨学金の利子分は対象としません。
※補助金額には上限があります。詳細は雇用労政課のホームページをご確認ください。		
応募方法	<p><b>応募方法、提出様式、募集要項、Q&amp;Aなどは、県雇用労政課のホームページに掲載しています。</b></p> <p><b>必ずご確認のうえ、ご応募ください。</b></p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>福島県商工労働部雇用労政課</b></p> <p>〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16</p> <p>☎ 024-521-7290</p> <p>✉ koyourousei@pref.fukushima.lg.jp</p>  </div>	



## よくある質問

**Q1. 福島県内に住んでいる社会人は既卒者枠の対象になりますか？**

A1. 対象になりません。既卒者枠の場合は、応募時点で福島県外に住んでいる方が対象となります。

**Q2. 出身地が福島県ではないのですが応募できますか？**

A2. 応募できます。福島県内で働きたい方であれば出身地は問いません。

**Q3. 応募すれば必ず補助金が貰えるのですか？**

A3. まず、応募書類による審査を経て、交付対象者の認定を受ける必要があります。その後、県内に所定の年数定住・就業したときに、補助金を貰うことができますようになります。